

あなたの手取り額が年間〇〇〇万円も変わる

医師のための 確定申告 入門書

節税対策 — 基本編 —

WIN X

諦めるのはまだ早い！

一般の医師でも節税できることはまだある！

医師のための確定申告入門書

Risk comes from not knowing what you're doing.

——リスクは自分のやってることを理解していないところから発生する。

A handwritten signature in black ink, slanted upwards to the right. The signature is highly stylized and cursive, characteristic of Warren Buffett's signature.

ウォーレン・バフェット

目次

■ 医師の過酷な労働環境	↳ 労働環境から見てくる医師の実態	4
■ 8つの一般的な節税対策	↳ 8つのうちあなたは何個活用しているか	7
■ 収入の種類を把握する	↳ 収入の種類を把握して節税につなげる	13
■ 「事業所得」と「雑所得」の違い	↳ 医師のこの判断で節税額は大きく変わる	16
■ 青色申告のメリットを使う	↳ 個人で節税するためには青色申告を理解することが大事	17
■ 医師の法人設立	↳ 法人を利用し、最強の節税を目指す	21
■ 小規模企業共済を使う	↳ 積立にもなり節税にもなる	23
■ 医師と収入と税金	↳ 資産運用のタイミングとは	24
■ 日本の医師数の現状	↳ 日本における医師不足の深刻化	25
■ 米国内の平均給与の高い職業トップ10	↳ 医療従事者の年収が高い米国	26

医師の過酷な労働状況

患者の皆さんに健康に気を遣い、自身は睡眠・休息なども十分でない状況で働かれている医師の方は数多くいます。

「勤務医労働実態調査 最終報告2017」によると※図①あなたの業務負担(回答者個人)はこの2年間で変わりましたか?の問いに対して、「減った」が16.2%、「増えた」が43.8%、「変わらない」が30.6%、「未回答」が6.4%と「増えた」の答えが「減った」の2.5倍近く見られ、深刻な問題にあります。

医師の労働条件改善策について、「改善してほしいこと」(複数回答)の問いでは、1位は「完全な休日を増やす」で50.0%、次いで2位が「当直・日直回数を減らす」で30.7%、3位が「通常の残業を減らす」で30.6%でした。「完全な休日を増やす」がトップであったことは、1か月間全く休みのない医師が1割ほどいて、明らかに労基法違反となる1か月の休みが4回未満の医師が3割

上いる実情を反映したものと考えられます。

「働き方改革」

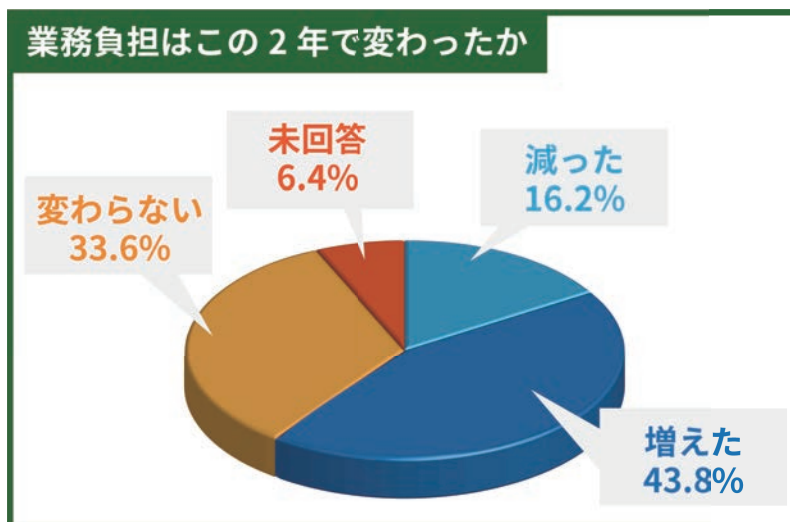
「働き方改革で医師労働は改善すると思いますか?」の問いに、「大きく改善する」が2.0%、「改善する」が16.1%、「ほとんど改善しない」が58.1%、「わからない」が21.7%でした。

残念ながら、多くの勤務医は労働時間の規制を求めています。多くの医師は、働き方改革に希望を持てていません。その理由は「必要な診療体制を維持できないから」や「医療現場では法律は守られていないと思うから」などです。

医師の労働時間規制について※図②、「賛成」が51.6%、「反対」が13.9%、「未回答」が4.8%でした。

この調査で多くの医師は労働時間規制を求めて

■ 図1：医師労働における業務負担軽減について



います。多くの医師は、働き方改革に希望を持てていません。その理由は「必要な診療体制を維持できないから」や「医療現場では法律は守られていないと思うから」などです。

労働状況から見てくる医師の実態

「調査結果から見てくる主な問題点」

○交代制勤務はほとんど進んでおらず、当直を担う医師の多くは翌日も通常勤務医となり、30時間を超える連続労働を担わされている。

○交代制勤務はほとんど進んでおらず、当直を担う医師の多くは翌日も通常勤務医となり、30時間を超える連続労働を担わされている。

○長時間労働は、当直を担う常勤医や研修医、一部の診療科に集中している。

○当直の多くは時間外労働であり、宿直にあたるものは1割程度しか認められなかった。

○労働法では少なくとも4週間で4日以上の休みを与えることが定められているが、3割を超える医師が違法状態で、1か月の休みが0回の医師が1割程度存在する。

○多くの医療機関では客観的な時間管理が行われずに、自己申告がなく管理されていないケースも少なくない。

「絶対的な医師不足」

地域の医師不足は、医師の偏存問題が原因であ

るとされておりますが、医師が余っている医療機関はほとんどなく、医師が比較的多い医療機関でも過重労働は起きています。

つまり、勤務医の過重労働の原因は医師の絶対的不足であり、勤務医の環境改善には医師の増員が不可欠です。

「働き方について」

労働時間に関しては、「当直」と呼ばれる勤務時間のあいまいさにより、必ずしも実態を反映しているとはいえません。

病院勤務医の労働においては、医療における24時間体制を担うために、救急医療や重症者の対応により夜間労働が必要になります。

多くの医療機関は、この医師の夜間労働を「宿直」として取り扱っている実態があります。

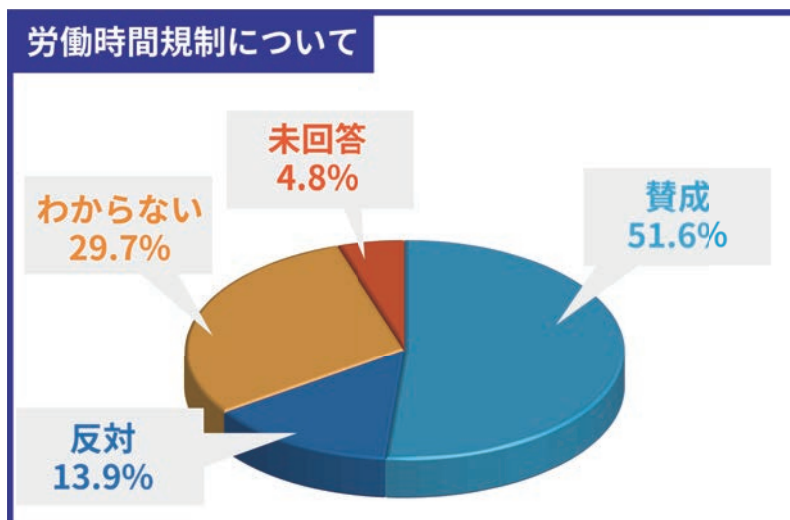
「宿直」とは、労働基準法上ほとんど労働を必要としないものであり、労働時間にカウントする必要はありません。

厚生労働省は2002年の通達「医療機関における休日及び夜間勤務の適正化について」において、「宿日直勤務医」とは「当該労働者の本来業務は処理せず、構内巡視、文書・電話の收受又は非常事態に備えて待機するもの等であって常態としてほとんど労働する必要がない勤務

である」と明確に述べています。

よって、24時間体制で行う医療機関においては、休日や夜間の「日当直」は通常業務が常態化しており、「宿日直勤務」ではなく時間外労働となります。

■図2：医師の労働時間規制について



労働状況から見てくる医師の実態

しかし、医療機関によっては、「日当直」が「宿日直勤務」とされたままで、時間外労働である「日当直」を労働時間としてカウントしていないケースが少なくないと考えられます。

「1か月の時間外労働時間(残業時間)診療科別」

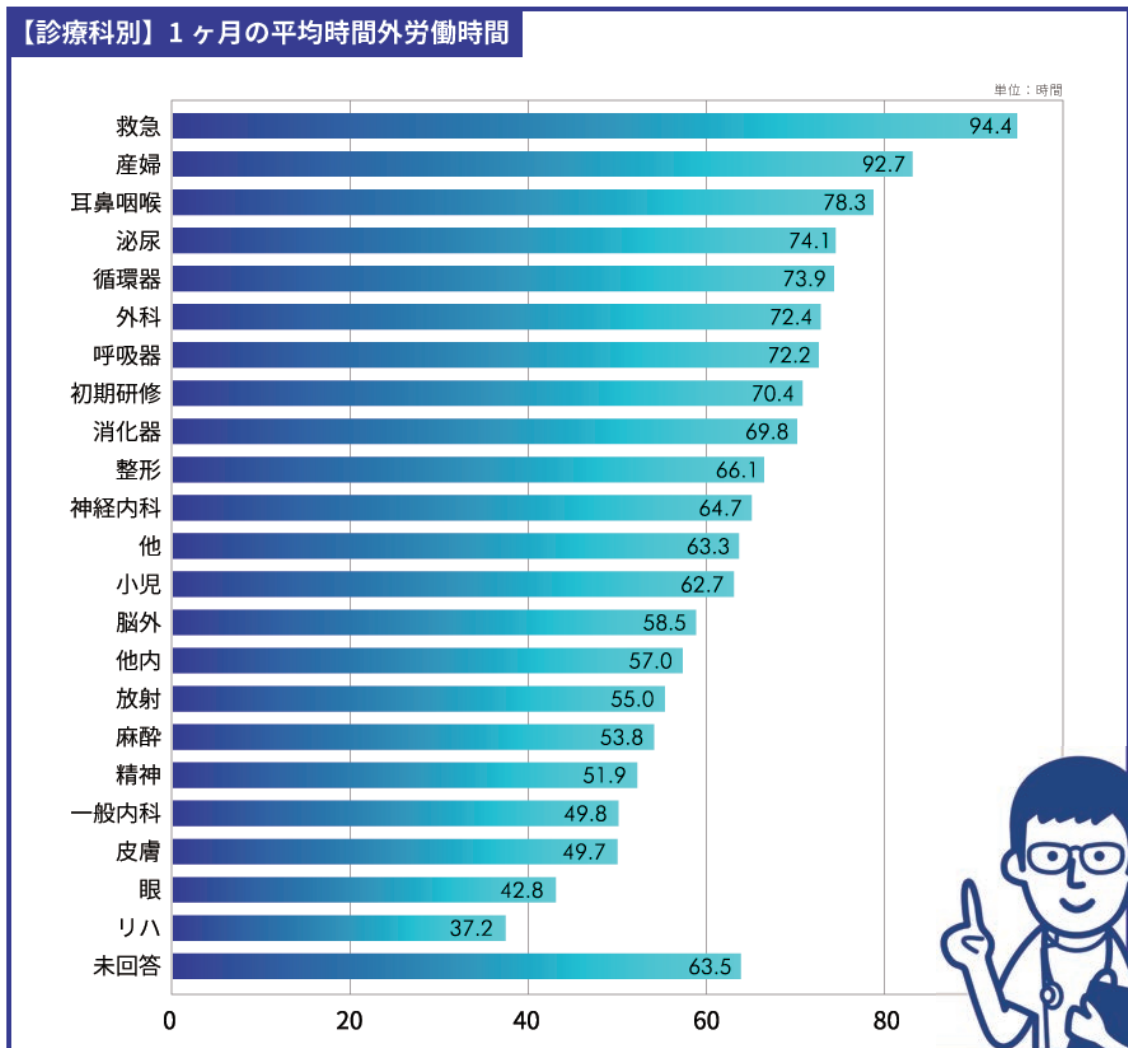
「1か月の平均時間外労働時間」は61.8時間であり、労基法の原則の上限である月45時間を大きく超え、働き方改革による労働時間の削減が求められます。

一方で勤務医といっても診療科による差異は大きく、「救急科」の94.4時間をトップに「産婦人科」の82.7時間と過労死ラインを超える長時間の時間外労働が見られる一方、「リハビリテーション科」は37.2時間、「眼科」は42.8時間と厚生労働省が定める月45時間以内に収まっている診療科も見られます。

このような状況下で、これ以上の時間を労働時間に変え、年収を上げることが、肉体的にも厳しい状況です。

年収を上げるより、手取りを上げる事を考える医師も多いですが、現実的に出来ることは限られます。

■医師の診療科別：1ヶ月の平均時間外労働時間



一般的な節税の方法

8つの内あなたは何個活用できているか

- ① 生命保険料控除
※生命保険加入者のみ
- ② 地震保険料控除
※居住している自宅地震保険に加入している場合のみ
- ③ 雑損控除
※災害・盗難・横領等の控除
- ④ 医療費控除
※年間医療費が10万円を超える場合のみ
- ⑤ 寄付金控除（ふるさと納税等）
※所得により限度額が決まっています。
- ⑥ 各種人的控除
※条件にあてはまる人に認められる控除
- ⑦ 住宅ローン控除
※自宅購入で金融機関を使っている場合のみ

⑧ 個人型確定拠出年金 iDeCo（イデコ）
※属性により毎月の掛け金は決まっています。

これらの所得控除は、社会政策的配慮から設けられている、「物的控除」と、納税者の個人的事情を考慮した「人的控除」の2つに分けられます。さらに2020年から「ひとり親控除」も加わりました。
これらの控除をうまく使うことで、所得金額を下げることで、所得税、住民税の軽減にもつながります。

① 生命保険料控除

納税者が生命保険料・介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

確定申告で生命保険料控除の対象になるものは

- （1）一般生命保険
死亡保険、学資保険などの保険料

（2）介護医療保険

医療保険、がん保険、介護保険などの保険料

（3）個人年金保険

個人年金保険料税制適格特約が付加された個人年金保険契約などの保険料
この3つになります。

いずれも納税者が任意で保険会社と契約した保険になります。

例えば妻が契約者で、夫が保険料を支払っている場合は夫の生命保険料控除の対象になります（※保険金の受取人が第三者の場合は、保険料控除の対象外）。

旧制度の2011年12月31日以前に締結した保険契約と、新制度の2012年1月1日以降に締結した保険契約の控除額は※図③のように変わります。

新制度の場合は、生命保険料控除の適用限度は12万円になります。

「生命保険料控除」が12万円の場合、その年の所得から差し引かれるので、税率（累進課税）をかける前の所得が低くなることにより、所得税、住民税の負担が軽減されます。

8つの内あなたは何個活用できているか

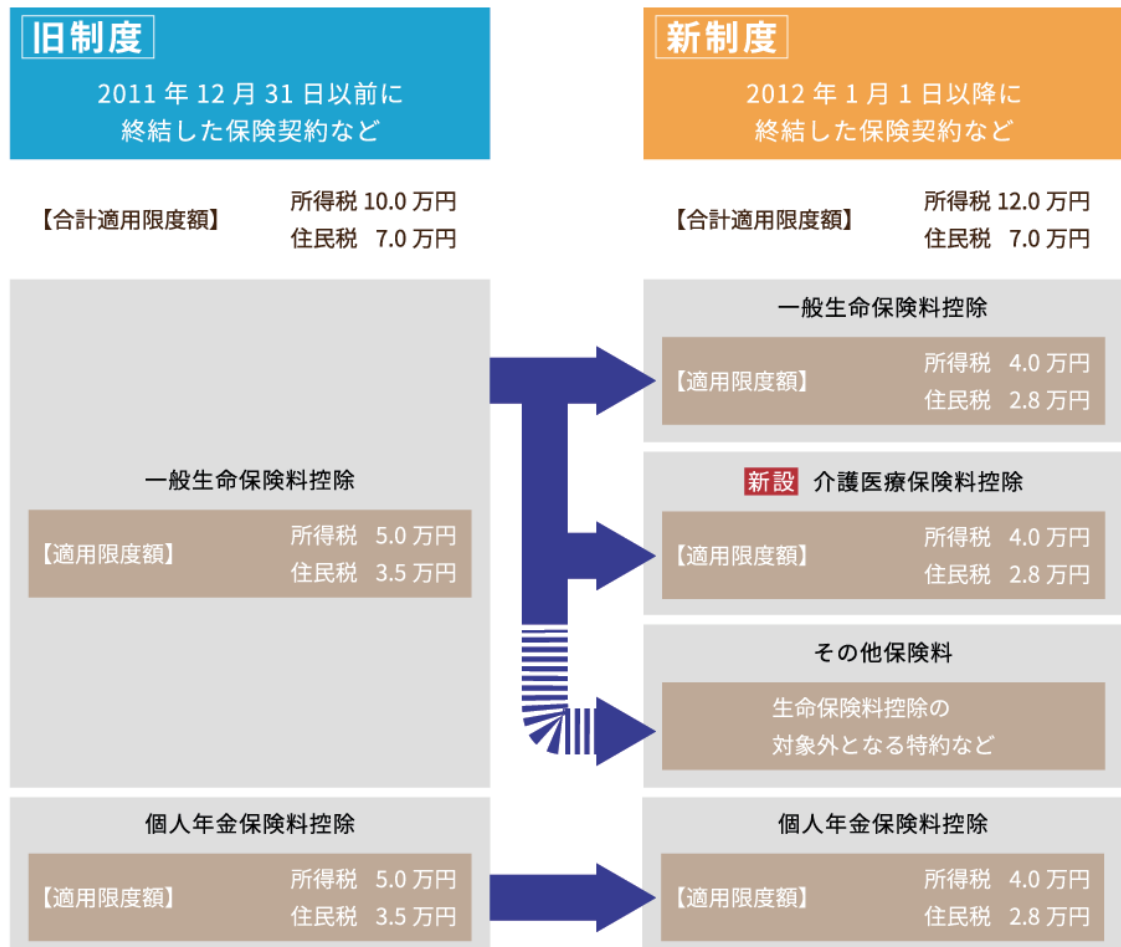
② 地震保険料控除

地震保険に加入している方は、年末調整や確定申告で手続きすることで地震保険料控除を受けることができます。地震保険料控除を受けると、所得税や住民税の負担を軽減することができます。

・地震保険料控除の仕組み
1年間に支払った地震保険料の額に応じた一定額を所得から差し引き所得税や住民税の負担を軽減することです。
地震保険は基本的に火災保険とセットで契約することが多いですが、地震保険料控除の対象となるのは地震保険に該当する部分の保険料のみ（火災保険料は対象外）になります。

・地震保険料控除の対象
地震保険料控除の対象となるのは、居住用家屋（建物）と生活用動産（日常生活に必要な家具、じゅう器、衣服などの家財）を保険の目的とする地震保険契約です。
賃貸契約で建物を所有していない人でも家財に地震保険をかければ地震保険料控除を受けることができます。
賃貸契約する際に火災保険に地震保険も付帯されていれば、地震保険料控除を利用できます。

■図3：保険契約の控除額（旧制度と新制度）



8つの内あなたは何個活用できているか

・地震保険の保険料控除額

地震保険料控除は、その年に支払った保険料額に応じて控除額が決まり、所得税と住民税で控除額が異なります。

例)年間支払保険料が5万円で所得税率23%の人の場合

(1) 所得税の軽減額..

5万円(支払保険料全額)×10%＝5千円

(2) 住民税の軽減額..

2.5万円(支払保険料1/2)×10%

＝2,5千円

(3) 合計の税の軽減額Ⅱ(1)+(2)

＝7,5千円

※復興特別所得税は考慮しておりません。

③ 雑損控除

雑損控除とは、住宅や家財・現金など生活に必要な動産が災害・盗難・横領にあったときに対象となる所得控除です。

「生活の質」に着目しているものなので、書画・骨董・30万円を超える貴金属などが盗難にあっても対象とはなりません。

損害の原因(理由)

・自然現象の異変による災害(震災、台風や洪

■地震保険料控除の控除額

税区分	年間の支払保険料	控除額
所得税	50,000 円以下	支払保険料全額
	50,000 円超	50,000 円
住民税	50,000 円以下	支払保険料 × 1/2
	50,000 円超	25,000 円

水、落雷など)

・人による異常な災害(火災や火薬類の爆発など)

・生物による異常な災害(害虫、害獣など)

・盗難(空き巣やひったくり)

・横領

※恐喝や脅迫、詐欺の被害は適応されません。

控除金額と計算

・控除される金額は、次のうち多い金額です。

①(差引損失額)ー(総

所得金額等)×10%

②(差引損失額のうち

災害関連支出の金額)

ー5万円

雑損控除の計算例

総所得金額450万

円の人が火災に遭い、

火事で損失額80万

円、被害関連支出が

30万円、保険の補

填10万円を受けた場

合、上記①に当てはめ

ると、(80+30-10)ー

450×10%＝55万

平成 25 年分の確定申告書B

住所 〇〇市△△町X-X-X
 所 号 国税商店
 氏 名 国税太郎

所得から差し引かれる金額に関する事項

災害の種類	災害の日付	被害を受けた資産の種類など
火災	25.9.2	住宅・家財
損害金額	5,800,000	保険金など受取られる金額
		4,800,000
支払医療費	385,000	保険金などで補填される金額
		1,200,000
社会保険の種類	支払保険料	① 損金の種類
社会保険料	1,000,000	支払損金
		1,000,000

※上記の「雑損控除」に関する事項欄に記載するとともに、火災は消防署、盗難は警察が発行する被害届出用の証明書、及び支出した領収書を添付します。

8つの内あなたは何個活用できているか

円、②に当てはめると、30—5万円Ⅱ25万円となるので、多い金額の①を選び、雑損控除額55万円となります。

④医療費控除

医療費控除とは、1年間に多くの医療費を支払った場合（一般的には10万円超）に、所得税が安くなる所得控除の1つです。（上限200万円）

たとえば、家族の誰かが入院し、医療費が年間15万円で医療費控除が5万円の場合、「5万円×税率」分税金が安くなるので、所得税率が10%の場合、5000円（5万円×10%）所得税が安くなり、住民税も合わせると＋5000円（10%）で合計1万円安くなることとなります。

※復興特別所得税が考慮しておりません。

【医療費控除の対象となる主な医療費】

- ・病院や歯科医院での治療費
- ・治療のために購入した薬の代金（市販薬OK）
- ・病院などへの交通費（電車やバスなど）
- ・けがや病気の治療のためのマッサージ、はり、お灸などの費用
- ・入院や自宅療養をしている病人の付添を頼んだ場合の付添料

・助産師が分娩の介助をした場合の介助費用
・介護保険制度にもとづいた一定の介護サービスの自己負担額

⑤寄付金控除

最近利用者が増えている「ふるさと納税」。応援したい自治体に寄付をし返礼品を貰うことができるので人気となっています。

寄付金控除とは、個人が国や地方公共団体、特定の法人などに寄付をしたとき、確定申告をすることで、金額に応じて所得税や住民税の控除が受けられる制度のことです。

- ・寄付金控除の対象となる寄付7パターン
- 1. 国または地方自治体に対する寄付金
- 2. 指定寄付金（財務大臣が認めたもの）
- 3. 特定公益増進法人に対する寄付金
- 4. 特定公益信託の信託財産にするための金銭支出
- 5. 政治活動に関する寄付金
- 6. 認定NPO法人等に対する寄付金
- 7. 特定新規中小会社の特定新規株式の取得金額の一部

- ・寄付金控除で控除される金額
- 寄付金控除（所得控除 算出方法
- 【寄付金年間合計額※1—2000円Ⅱ控除

額】

※1年間総所得金額の40%が上限
つまり「ふるさと納税」では実質2000円程度で返礼品を貰い節税にもなるということです。

おすすめふるさと納税サイトランキングTOP3!!

- #1 楽天ふるさと納税
- ・掲載自治体数…1033
- ・ポイント…最大30%超ポイント還元
- #2 ふるなび
- ・掲載自治体数…567
- ・ポイント…Amazonギフト券1%還元
- #3 ふるさとチョイス
- ・掲載自治体数…1573
- ・ポイント…利用者数No1

⑥各種人的控除

個人市民税・県民税（住民税）と所得税において、妻、子供、両親などを扶養にする場合には、「配偶者控除」「扶養控除」といった言葉を用い、一定の額が控除されています。このような、人に着目した控除のことを「人的控除」と言います。

8つの内あなたは何個活用できているか

す。
家族の人的控除を上手く使うことによって、その分所得控除を下げることで、所得税・住民税を軽減することができますが、人的控除を使うためには年収など、条件も多々あります。

⑦ 住宅ローン控除

住宅ローンを使って住宅を取得する時に、金利負担を軽減する目的で出来た制度が住宅ローン減税制度になります。

・控除金額は？

住宅ローン減税は、毎年末の住宅ローンの残高、又は住宅の取得対価のうち、いずれか少ない方の金額の1%を10年に渡り、所得税から控除され、所得税から控除しきれない場合は住民税からも一部控除されます。

・対象になる条件は？

- (1) 床面積は50㎡以上
- (2) 返済期限は10年以上
- (3) 中古住宅も対象
- (4) 確定申告が必要

・対象外になる条件は？

- (1) 転勤で居住しなくなった※条件あり
- (2) 賃貸にした場合

- (3) 返済期間が10年未満になった
- (4) 所得が3000万円を超えている

⑧ 個人型確定拠出年金iDeCo(イデコ)

iDeCoとは公的年金にプラスして給付が受けられる年金制度です。2017年1月に公務員や主婦、企業年金のある会社員などが加入対象に追加され、20歳以上60歳未満のほとんどの方が加入できるようになりました。

・iDeCoの加入の流れ

- (1) 自分で毎月の掛金を決める
- (2) 投資信託など運用する商品を決める
- (3) 60歳以降に年金又は一時金で受け取る。※受取額は積立金と運用損益の合計なので運用成果に応じて変動します。

・iDeCoの3つのメリット

- メリット① 掛け金が全額所得控除
- メリット② 利息・運用益が非課税
- メリット③ 受取時も一定額まで税制優遇

・iDeCoの3つのデメリット

- デメリット① 60歳まで引き出せない
- デメリット② 元本割れのリスク
- デメリット③ 加入し受取終了まで手数料がかかる

★どれくらい節税できているかチェックしてみよう!!

⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	
個人型確定拠出年金	住宅控除	人的控除	寄付金控除	医療費控除	雑損控除	地震保険料控除	生命保険料控除	控除内容
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	



8つの内あなたは何個活用できているか

■所得控除に関する資料 (財務省より引用)

		創設年 (所得税)	対象者	控除額		本人の所得要件
				所得税	住民税	
基礎的な 所得控除	基礎控除	昭和 22 年 (1917 年)	・ 本人	最高 48 万円	最高 43 万円	合計所得金額 2,500 万円以下 (2,400 万円超から控除額が減減)
	配偶者控除	昭和 36 年 (1961 年)	・ 生計を一にし、かつ、合計所得が 48 万円以下である配偶者 (控除対象配偶者) を有する者			
	一般の控除対象配偶者	昭和 36 年 (1961 年)	・ 年齢が 70 歳未満の控除対象配偶者を有する者	最高 38 万円	最高 33 万円	合計所得金額 1,000 万円以下 (900 万円超から控除額が減減)
	老人控除対象配偶者	昭和 52 年 (1977 年)	・ 年齢が 70 歳以上の控除対象配偶者を有する者	最高 48 万円	最高 38 万円	
	配偶者特別控除	昭和 62 年 (1987 年)	・ 生計を一にし、かつ、合計所得金額が 48 万円を超え 133 万円以下である配偶者を有する者	最高 38 万円	最高 33 万円	合計所得金額 1,000 万円以下 (900 万円超から控除額が減減)
	扶養控除	昭和 25 年 (1950 年)	・ 生計を一にし、かつ、合計所得金額が 48 万円以下である親 族等 (扶養親族) を有する者			—
	一般の扶養親族	昭和 25 年 (1950 年)	・ 年齢が 16 歳以上 19 歳未満又は 23 歳以上 70 歳未満の扶養 親族を有する者	38 万円	33 万円	—
	特定扶養親族	平成元年 (1989 年)	・ 年齢が 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族を有する者	63 万円	45 万円	—
	老人扶養親族	昭和 47 年 (1972 年)	・ 年齢が 70 歳以上の扶養親族を有する者	48 万円	38 万円	—
	(同居老親等加算)	昭和 54 年 (1979 年)	・ 直系等属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+10 万円	+7 万円	—
特別な 所得控除	障害者控除	昭和 25 年 (1950 年)	・ 障害者である者 ・ 障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	27 万円	26 万円	—
	(特別障害者控除)	昭和 43 年 (1968 年)	・ 特別障害者である者 ・ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	40 万円	30 万円	—
	(同居特別障害者控除)	昭和 57 年 (1982 年)	・ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族と同居を常 況としている者	75 万円	53 万円	—
	寡婦控除	昭和 26 年 (1951 年)	① 夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者 ② 夫と死別した後婚姻をしていない者 ※ひとり親に該当する者は除く ※住民票の続柄に「夫 (未届)」「妻 (未届)」の記載がある 者は対象外	27 万円	26 万円	合計所得金額 500 万円以下
	ひとり親控除	令和 2 年 (2020 年)	・ 現に婚姻をしていないもので、かつ、生計を一にする子 (総所得金額等が 48 万円以下) を有する者 ※住民票の続柄に「夫 (未届)」「妻 (未届)」の記載がある 者は対象外	35 万円	30 万円	合計所得金額 500 万円以下
	勤労学生控除	昭和 26 年 (1951 年)	・ 本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	27 万円	26 万円	合計所得金額 75 万円以下かつ 給与所得等以外が 10 万円以下

■住宅ローン控除

居住開始	平成 25 年 1 月～ 平成 26 年 3 月	平成 26 年 4 月～ 令和 3 年 12 月	令和元年 10 月～ 令和 4 年 12 月	
消費税	8%	8%	10%	
住宅ローン 控除期間	10 年間	10 年間	13 年間	
控除率	1%	1%	1%	
最大控除額	2,000 万円 × 1% × 10 年 = 200 万円	4,000 万円 × 1% × 10 年 = 400 万円	1 ～ 10 年目 4,000 万円 × 1% × 10 年 = 400 万円 11 ～ 13 年目は ※1 を参照	※1 11年目～13年目は、以下の①② のうちいずれか少ない方の金額 が3年間にわたり所得税から控除 される。 ①住宅ローン残高又は住宅の取 得対価 (上限 4,000 万円) のうち いずれか少ない方の金額の 1% ②建物の取得価格 (上限 4,000 万 円) の 2% ÷ 3
住民税からの 控除上限額	97,500 円 / 年 (前年度課税所得 × 5%)	136,500 円 / 年 (前年度課税所得 × 7%)	136,500 円 / 年 (前年度課税所得 × 7%)	

収入の種類を把握する

所得は、10種類に分かれ、それぞれの所得について、収入や必要経費の範囲あるいは所得の計算方法などが定められています。

収入の種類を把握して節税につなげる

- 1・利子所得
- 2・配当所得
- 3・不動産所得
- 4・事業所得
- 5・給与所得
- 6・退職所得
- 7・山林所得
- 8・譲渡所得
- 9・一時所得
- 10・雑所得

医師の収入として一般的な所得は⑤給与所得ですが、開業医など個人事業として収入を得ている方は④事業所得になります。
ここで、収入の受け取り方によって税金が変わるのをご存じでしょうか？

医師として可能性のある所得

- 4・事業所得
- 5・給与所得
- 10・雑所得

この3つの所得の特徴を比較してみましょう。

4・事業所得

事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業から生ずる所得（山林所得又は譲渡所得は除く）のことです。個人事業主として開業している先生のほとんどの方がこの所得になります。

ポイント

- ・自己責任で行われていること
- ・営利性があるもの
- ・反復継続していること
- ・以上について客観的にも認められていること

○経費について

他の所得と比較すると沢山の経費計上が可能。

①収入を得るために直接必要な売上原価や販売費、管理費その他費用

②特別経費

- ・青色事業専従者給与（青色申告）
- ・事業専従者控除額（白色申告）
- ・貸倒引当金繰入額（青色申告）
- ・青色申告特別控除額（青色申告）

5・給与所得

給与所得とは、奉給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得を言います。

勤務医の先生のほとんどの方が、勤めている病院から給与所得として収入を得ています。

ポイント

- ・雇用契約が存在する
- ・使用者の指揮命令に服する
- ・使用者から空間的および時間的な拘束を受ける
- ・職務上の費用が使用者の負担となる

収入の種類を把握して節税につなげる

○経費について

経費として控除できる金額は事業所得と比較すると限定的です。

- ① 給与所得控除
- ② 特定支出控除

特定支出控除とは？

「給与所得者の特定支出控除」は、※図④「特定支出」した場合に一定の計算により導かれた金額を給与所得から控除できる制度です。

「給与所得控除」の1/2を超えて経費（特定支出）を支払った場合には、その超えた部分を給与から控除することができます。

(例)

年収1000万円の勤務医の方

特定支出が150万円ある場合

・給与所得控除額220万円

・特定支出控除150万円－220万円×

1/2＝40万円(課税所得40万円減額!!)

勤務医と「特定支出控除」

勤務医は開業医のように必要経費を所得から控除することはできません。そこで唯一、勤務医が経費として使える可能性があるのが「特定支出控除」です。

しかし、病院の協力(給与の支払い者の証明書)など条件も多いので使える方はかなり限定され

ます。

10・雑所得

雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいい、例えば、公的年金等、非営業用資金の利子、副業に係る所得(原稿料やシェアリングエコノミーに係る所得など)が該当します。

確定申告をする際に、一年に一度勤務先から発行される源泉徴収票が必要になります。

通常の源泉徴収票は※図⑤「給与所得の源泉徴収票」ですが、仕事の内容によっては※図⑥「報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書」と言う源泉徴収票になることもあります。

この場合、給与ではなく、確定申告上は「雑所得」として計上することになります。

「支払調書」の内容

- ・製薬会社から支払われる研究費
- ・講演料
- ・講師料
- ・原稿料
- ・放射線の読影など、技術的な業務を「給与ではなく報酬」で請け負う。

「雑所得」なら、必要経費の計上が可能

原稿料や講演料などの副収入による「雑所得」については、必要経費の計上が認められます。これが、給与所得と最も違う点の一つです。

給与所得の場合、給与所得控除がもとともあるため、実際に支払った経費を給与収入から引くということはできません。

しかし、雑所得の場合は、その収入を得るために直接要した費用、業務上の費用を経費として申告することができます。

該当する経費

- ・原稿を執筆するために購入した文房具や医学書、取材費
- ・講演を行うために支出した交通費

税務署の経費に対する展開

税務署では、領収書の紛失や、細かい金額の記録がないことを想定し、暗黙裡に「概算経費率」というものを認めています。

例えば、講演料は24.5%、原稿料であれば収入の30%が概算経費率とされています。

収入の種類を把握して節税につなげる

■図4：給与所得者の特定支出控除

No	特定支出の内容	
1	通勤費	一般の通勤者として通常必要であると認められる通勤のための支出
2	転居費	転勤に伴う転居のために通常必要であると認められる支出
3	研修費	勤務に直接必要な技術や知識を得ることを目的として研修を受けるための支出
4	資格取得費	勤務に直接必要な資格を取得するための支出 ※平成25年分以降は、弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費も特定支出の対象となります。
5	帰宅旅費	単身赴任などの場合で、その者の勤務地または居所と自宅の間の旅行のために通常必要な支出
6	勤務必要経費	次に掲げる支出(その支出の合計額が65万円を超える場合には、65万円までに支出に限ります。)で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして給与などの支払者より証明されたもの
	図書費	書籍・定期刊行物その他の図書で職務に関連するものを購入する費用
	衣服費	制服、事務服、作業服その他の勤務場所において直用することが必要とされる衣服を購入するための費用
	交際費など	交際費、接待費その他の費用で、給与などの支払者の得意先、仕入先その他の職務上関係のある者に対する接待、供応、贈答その他これらに類する行為のための支出 ※6支出については平成25年分以後、特定支出の対象となります。

■図5：給与所得の源泉徴収票

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払者 氏名 住所(居所) 又は所在地	支払を受ける者 氏名 住所(居所) 又は所在地	給与 支払額 源泉徴収税額 支払総額	控除 給与所得控除 社会保険料控除 健康保険料控除 厚生年金保険料控除 住民税控除 その他控除	支払総額 源泉徴収税額 支払総額
------------------------------	----------------------------------	-----------------------------	---	------------------------

※給与所得の源泉徴収票は、給与支払者が、給与を支払うとき、給与を受ける者に提出しなければならない。

■図6：報酬・料金・契約金及び賞金の支払い調書

令和 年分 報酬・料金・契約金及び賞金の支払い調書

支払者 氏名 住所(居所) 又は所在地	支払を受ける者 氏名 住所(居所) 又は所在地	支払金額 源泉徴収税額	支払総額
区分	細目	支払金額 源泉徴収税額	支払総額
(摘要)			
支払者 氏名 住所(居所) 又は所在地	支払を受ける者 氏名 住所(居所) 又は所在地	支払金額 源泉徴収税額	支払総額
整理欄	①	②	

○個人番号又は法人番号欄に個人番号又は法人番号を記載する場合は、右端に「記載」を記入する。

事業所得と雑所得の違い

源泉徴収票を「支払調書」で貰った場合、確定申告上は、通常「雑所得」で申告しますが前述のように「事業所得」の方が「雑所得」よりも圧倒的に税制優遇されます。

しかし、「雑所得」が「事業所得」として計上できるケースもあります。

・業務委託契約
病院との業務委託契約により収入を得る医師もいます。

業務委託による収入は、「事業所得」になるケースと、「雑所得」になるケースに分かれます。事業所得になる場合は、青色申告書での申告や、赤字となったときに給与所得等の他の所得にその赤字分を充当すること（損益通算）ができますが、雑所得の場合はこれらの恩恵を受けることができません。

事業所得に該当するか雑所得に該当するかは、事業の規模や継続性、事業遂行のための投資の有無など、様々な観点から総合的に判断されるので難しい問題です。

【例】

講演会の講師を依頼された場合や、スポットで大きな業務をたまたま請け負った場合などは、継続性の観点から雑所得と判断される可能性が高くなります。

継続的に業務を請け負う契約がある場合は事業所得として認められる可能性はありますが、単発的に生じた収入に関しては所得の種類に十分注意する必要があります。

医師の方でも、青色申告と他の収入を使うことによってさまざまなメリットを使うことができます。

「事業所得と雑所得」の2つの判断基準

- ・利益を目的として事業を行い、業務の対価としてお金をもらっているか
- ・継続的に行われているか
- ・自分の責任で事業を行っているか
- ・その事業で生活ができていくかどうか
- ・事業として周りから認知されているか

税務上の違い

事業所得である場合は、事業所得での赤字と給与所得等との損益通算を行うことで所得を減らすことが可能。

また、青色申告を行うことで特別な所得控除や、赤字を3年間繰り越せる等の特典を受けられる。

節税を考えると、「雑所得」は経費は計上できますが、「事業所得」のような経費の扱いは受けられないので、難しい判断になります。

雑所得？

事業所得？



青色申告を理解することが大事

青色申告のメリットを使う

白色申告と青色申告の違い

大きな違いとして、※図7事前の届け出書が必要かどうかがあります。

青色申告に変更する場合は、青色申告をしようとする年の3月15日まで（1月16日以降に新たに事業を開始した場合は事業開始から2カ月以内）に、開業届と青色申告承認申請書を所轄の税務署に提出する必要があります。

何も提出しない場合は、自動的に白色申告者になります。

まずは、記帳方法・確定申告書類・帳簿に違いがあります。

白色申告の場合は、売り上げと経費を申告するために必要な記帳は「収支内訳書」のみです。

一方、青色申告の場合は、
（1）簡易簿記…1つの勘定科目を用いて、目的のみ記録する方法

（2）複式簿記…2つの勘定科目を用いて、お金の動きと原因の2点を記録する方法

青色申告では、正しい申告をすることで、様々

■図7：所得税の青色申告承認申請書

税務署受付印

1 0 9 0

所得税の青色申告承認申請書

納税地
〒 - - (TEL - - -)

上記以外の住所・事業所等
〒 - - (TEL - - -)

フリガナ
氏名 生年月日 天正 昭和 平成 令和
職業 番号

令和 年 月 日提出

令和 年 月 日以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。

1 事業所又は所得の基となる資産の名称及びその所在地（事業所又は資産の異なるごとに記載します。）

名称 所在地
名称 所在地

2 所得の種類（該当する事項を選択してください。）

☐ 事業所得 ☐ 不動産所得 ☐ 山林所得

3 いままでに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無
(1) ☐ 有 (2) ☐ 無

4 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 年 月 日

5 相続による事業承継の有無
(1) ☐ 有 相続開始年月日 年 月 日 被相続人の氏名 (2) ☐ 無

6 その他参考事項
(1) 簿記方式（青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを選択してください。）
☐ 複式簿記 ☐ 簡易簿記 ☐ その他 ()
(2) 備付帳簿名（青色申告のため備付ける帳簿名を選択してください。）
☐ 現金出納帳 ☐ 光徴帳 ☐ 買掛帳 ☐ 経費帳 ☐ 固定資産台帳 ☐ 預金出納帳 ☐ 手形記入帳
☐ 債権債務記入帳 ☐ 総勘定元帳 ☐ 仕訳帳 ☐ 入金伝票 ☐ 出金伝票 ☐ 振替伝票 ☐ 現金式簡易帳簿 ☐ その他
(3) その他

送り税理士
(TEL - - -)

税務署
整理番号
通 信 日 付 印 年 月 日 捺 印
年 月 日

控除を受けるための書類を提出することで、最

メリット① 青色申告特別控除

な税制上のメリットを受けることができます。

メリット② 家族への給与を経費にできる

青色申告では、配偶者や親族に支払った「青色事業専従者給与」を必要経費として所得から控

計算書

・帳簿に基づいて作成した貸借対照表及び損益

【必要書類】

・正規の簿記（複式簿記）の原則により記帳した帳簿

青色申告を理解することが大事

除することができます。

・青色専従者の要件

ア・青色申告者と「生計を同一にする」配偶者その他の親族であること
 イ・その年の12月31日現在で年齢が15歳以上であること
 ウ・その年を通じて6か月を超える期間、青色申告者の営む事業に専ら従事していること

・支払い金額は？

青色専従者の給与には上限設定がないとはいえ、社会通念上、妥当とされる金額に設ける必要があります。

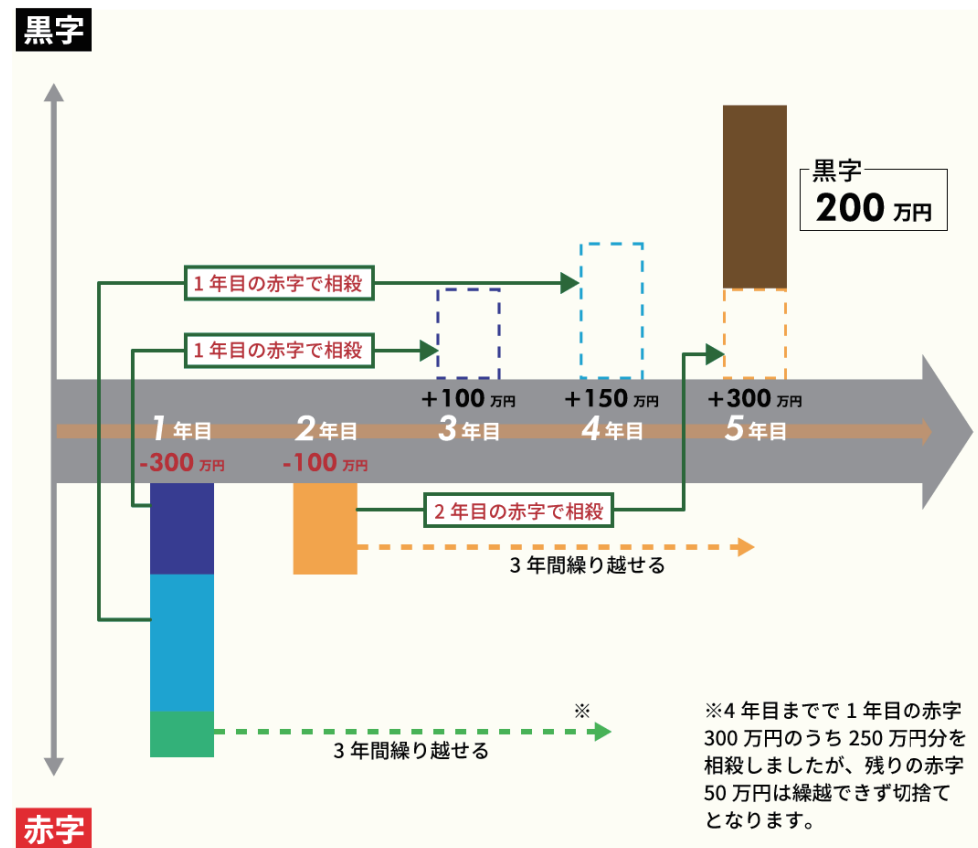
【支払金額は10万円以内が目安】

給与金額は10万円を超えていても問題ありませんが、その金額が妥当かどうか、業務内容などを税務署から確認を受ける可能性があります。また、青色専従者給与も源泉徴収の対象になりますが、88000円未満であれば源泉徴収の必要がありません。

・ポイント

青色専従者でも、収入が100万円を超える

■図8：事業開設5年間のサンプル



と住民税、103万円を超えると所得税が課税されるので、100万円以下にすることがお勧めです。

1年目	300万円の赤字	所得税0円
2年目	100万円の赤字	所得税0円
3年目	100万円の黒字→1年目の赤字100万円分と相殺	所得税0円
4年目	150万円の黒字→1年目の赤字150万円分と相殺	所得税0円
5年目	300万円の黒字→2年目の赤字100万円分を相殺	所得税は黒字200万円分

青色申告を理解することが大事

メリット③ 純損失の繰越しと繰戻し

・「純損失の繰り越し」

3年間に渡り赤字を繰り越すことができ、繰り越した赤字は、翌年以降3年間の黒字と相殺できます。

※図⑧は事業開設後5年間の所得額のサンプルです。1年目は300万円の赤字ですが、この赤字分は3年目や4年目の黒字分と相殺できるので3年目と4年目の所得税をゼロにできます。

2年目の赤字100万円は5年目の黒字300万円から差し引けるので、5年目の所得を200万円に減らせます。

・「純損失の繰り戻し」

赤字を繰り越すのとは逆のケースになります。前年は黒字だったのに今年は赤字になってしまったという場合は、今年の赤字分を前年の黒字分と相殺できます。これを「純損失の繰戻し還付」といいます。

前年払い過ぎた税金を受け取れるということです。

メリット④ 少額減価償却資産の特例

※図⑨業務のために購入したパソコンなどの資

産は、取得価額が10万円未満ならその年の経費として計上することができます。

しかし、10万円以上なら「減価償却資産」として、数年にわたって経費に計上するのが原則です。

・青色申告の「少額減価償却資産の特例」とは？

1個あたり30万円未満の少額減価償却資産に関しては、購入・使用した年度に一括して経費に計上できるという特例があります。

これは「少額減価償却資産の特例」といい、2018年3月31日までに取得した資産に適用される限定措置です。

これにより、利益の多く出た年に30万円未満の資産を購入すれば、その年の経費として計上できるので、支払う税金を安くすることに繋がります。

しかし、年間上限額としては、合計が300万円までとなります。

メリット⑤ 家事関連費

家事関連費とは？

一つの支出が家事上と業務上の両方にかわる費用のことです。

・支払い家賃
・水道光熱費

・通信費

・車の減価償却費

事業で使ったことを証明できれば経費になります。

経費計上の仕方

家事関連費については、事業用として使用している分(事業経費)とプライベート用として使用している分(家事費)を按分し、事業用として認められる分のみを必要経費として計上することができます。

按分の仕方は、※図⑩の仕方が一般的になります。

〈例1〉

・自宅兼事務所の家賃の経費計上の仕方
・賃貸マンション(3部屋、総面積75㎡)

■図9：特例を受けられそうな主な固定資産

固定資産	本来の耐用年数
複合機	5年
パソコン	4年
エアコン	6年
冷蔵庫	6年
カメラ	5年
据置金庫	20年
看板、ネオンサイン	3年

※この特例が認められるのは、取得価額の合計で300万円までになります。また、開廃業時には300万円を月割換算します。

青色申告を理解することが大事

- ・内、事務所1部屋(床面積25²m)
- ・家賃15万円

- ① 事業用として利用している割合
25²m ÷ 75²m ≒ 0.3 (30%) ・ 事業面積
- ② 支払い家賃に事業割合を求める
15万円 × 30% ≒ 4.5万円 ・ 必要経費額
- ③ プライベート分の家賃
15万円 - 4.5万円 ≒ 10.5万円

〈例2〉

- ・ 自宅兼事務所の電気代の経費計上の仕方
- ・ マンション全体のコンセント個数は12個
- ・ 事業用として利用する部屋のコンセント3個
- ・ 電気代が2万円
- ① 事業用のコンセントの個数の割合
3個 ÷ 12個 ≒ 0.25 (25%) ・ 事業割合
- ② 必要経費に計上する金額
2万円 × 25% ≒ 5千円
- ③ プライベート分の電気代
2万円 - 5千円 ≒ 1.5万円

〈例3〉

- ・ 自宅兼事務所の駐車場代の経費計上の仕方
- ・ 月極の駐車場を借りている場合
- ・ 1週間の内、5日間は事業用として利用して、2日間はプライベート用として利用している。
- ・ 毎月の駐車場代として3万円を支払っている

■ 図10：家事関連費(按分の基準)

家事関連費の種類	家事按分の基準（目安）の例
家賃	使用している床面積の割合
電気代	部屋に設置されているコンセントの数、使用時間
車両代 (減価償却費、ガソリン代など)	仕様日数の割合、走行距離の割合

- ① 事業用として利用している日数の割合
5日 ÷ 7日 ≒ 0.71 (71%)
- ② 支払った駐車場代に事業割合を求める
3万円 × 71% ≒ 2.13万円
- ③ プライベート分の駐車場代
3万円 - 2.13万円 ≒ 8700円

活用しよう！



医師の法人設立

法人を利用し最強の節税を目指す

プライベートカンパニー（資産管理会社）

日本は年収が高いほど所得金額が大きくなる「累進課税制度」を採用しています。

そのため、ほとんどの医師は高額な所得税を支払うこととなります。

そこで、医師は自分の資産管理会社としてプライベートカンパニーを設立する方法もあります。

会社を設立すれば以下のような節税方法が可能になります。

- ・支払われる給料の一部を法人の所得にして、個人の所得を減らし、支払う税金の減額
- ・社会保険料を毎年100万円以上減額
- ・家族で所得を分散し、支払う税金を減額
- ・生命保険を使い、退職金を作る
- ・旅行費用などを経費にして、非課税の現金を作る。

このようなことが可能になり、結果、個人の手取りを増やし、法人にお金を残すことが可能になります。

・MS（メディカルサービス）法人

病院から業務を受注し、業務委託を受け、法人としての収入にする法人

・プライベートカンパニー

個人の資金で設立して、個人の資産を管理することを目的としている法人

プライベートカンパニーとMS法人の違いは？

結果、個人出資の会社なので同じような法人

法人の目的は？

- ・個人収益
 - ・業務委託収入
 - ・資産の管理
- 要するに節税対策

勤務医での給料やアルバイトを法人の売り上げにすることが可能なのか？

通常、勤務医として稼いだ収入を法人に振り込んでもらい、法人の売り上げにすることは難しいです。

なぜなら、勤務医の所得は基本的に「給与所得」という位置づけになるからです。

勤務医という「給与所得」とは、時間や場所が決められており、医療機関から診療用具などを支給され、毎年、働いた分の金額が振り込まれるような収入のことを言います。

自分で診療用具を準備し、自由に時間を決めて働く医師はいません。

万が一、税務署から「実態は医療機関に雇用されているのでそれは給与所得では？」と言われ、医療機関は「源泉所得税を課税する必要がある」と言われます。

【例】

医師は法人から派遣されてきたということで、医療機関から法人に振り込んでもらうという形にする。

しかし、医療機関に医師を派遣する場合は、お試し勤務や産休・育休の代替派遣以外は禁止されています。

医療機関に医師を派遣すること、そのものが禁止されているわけではなく、診療や手術などの医療行為のために医師を派遣することが禁止されています。

では、どうすれば可能なのか？

診療や手術以外の「病院経営のアドバイス」「医療事務」「診療報酬の指導」「医薬品の選定指導」

法人を利用し最強の節税を目指す

「スタッフの教育指導」「保険請求業務」という
名目なら可能性はあります。

業務そのものを請け負い、法人の指示命令管理
により業務を行うため、厚生労働省大臣の許可
は必要ありません。

ここからがポイント

医療法の規制がかかるクリニックではできない
ような多種多様な事業展開が必要です。

しかし、法人自体は医療法の規制は受けません
が、医療機器や化粧品、健康食品については薬
事法、法規制が出てくるということは広告規制
も出てきます。

例えば、医療機器や化粧品、健康食品の製造販
売、訪問介護やデイサービス・デイケアなどの
福祉サービスなど。

医療機関への話し方

- ① 診察や手術の報酬は、給与として源泉課税し
て個人口座に振り込み
- ② 診療報酬の指導などの報酬は、法人に振り込
んでください。(法人への支払いなので源泉所
得税は引かなくていい)
- ③ 医療機関を法人との間で「業務委託契約書」
を交わす。

「業務委託契約書」の内容

診療報酬及びスタッフの教育指導については、
成果に応じて委託料を支払うと契約書に記載す
る。

給与との違いを見せるために、変に毎月固定に
したり、報酬などの記載はしない方がよい。

しかし、医療機関側は同じ金額を払うとして
も、柔軟に対応してくれる医療法人がないとで
きません。

なぜなら、医療機関側も税務署から源泉課税を
されるリスクがあるので、打ち合わせをし、医
療機関が納得してくれないといけません。

メリット① 経費計上の幅が広がる

通常、病院から支給される給料に関しては税引
き後の金額が手取りになり、実質に使えるお金
になります。

法人の場合は、税金を差し引く前の金額も自分
で使うことができます。

自分の法人なので経費として何を購入するかを
自分で選ぶことができます。

車やパソコン費用も自分で決めることができま
す。そして、全て法人の経費になるので、経費
を引いた後の金額に対して法人税が課税されま
す。

メリット② 適応される税率が変わる

日本の税法は、個人の所得には「累進課税」が
適応され、年収が上がれば上がるほど税率が上
がることになります。

しかし、法人税は個人の累進課税と違い、一定
ラインを超えると税率が大きく変化すること
はないです。

メリット③ 家族に給与を出すことが可能

家族を役員または社員に入れることによって、
法人税額もさらに安くできます。

同じ金額の所得を1人で受け取るよりも、複数
で受け取る方が税負担は低くなります。

メリット④ 相続税を節税することができる

所得税と同じように「個人の財産」よりも「法
人の財産」の方が税率が安いです。

日本の相続税は、個人に厳しく法人にやさしい
傾向があるため、財産を法人名義にしておく方
が、先々の心配も少なくなります。

不動産や有価証券など、持っている財産を法人
名義にすることで、節税することが可能です。

小規模企業共済を使う

加入できる医師は限られますが、数少ない節税の手段でもある「小規模企業共済」。

小規模企業共済とは、会社員と違って退職金がない個人事業主や小規模な会社を経営している事業者向けの退職金制度です。

掛け金の上限は月額70,000円で、掛け金を自由に設定することが可能です。

また、契約者貸付制度というものがあり、これは、積立てている掛け金の範囲内で共済から無担保、連帯保証人なしで事業資金を借りることもできる制度もあります。

しかし、非営利法人である医療法人にはその加入資格はありません。

節税になる仕組み

・ポイント 掛け金が全額控除の対象

【例】

毎月7万円×12か月（年間84万円）を20年掛けた場合、税率がこの期間中50%（課税所得180,000万円÷400,000万円）だったとすると、20年間で節税できる金額は、

84万円×20年×50%の84,000円になります。解約時に約90万円の税金の支払い義務が生じるため、トータルで約75,000円の節税になります。

小規模企業共済の注意点

・加入後20年未満で解約した場合、元本割れをする可能性があります。

・節税効果がいくら得られて、いくら返戻金に税金が課されるのか計算したうえで判断しましょう。

・インフレが起こった場合、物価が上昇し、お金の価値が下がってしまいます。

将来掛け金よりも多い金額を受けとれたとしても、それ以上にインフレしていると実質的な価値は下がった状態で受け取る可能性もあります。

経営者の退職金 小規模企業共済制度

➡ 全国で**120万人**の経営者が加入

➡ 掛け金は**全額所得控除**

➡ 月額**1,000円～70,000円**まで無理なく自由に掛け金を設定可能



医師と収入と税金

資産運用のタイミングとは

令和元年の国税庁「民間給与実態統計調査」によると、給与所得者の平均給与は436万円です。

医師は令和元年「賃金構造基本統計調査」によると、男性で1221万円。税率が33%。平均給与の436万円の場合は20%なので、税率が医師の場合1.5倍になります。

民間病院の役職別平均給与※図⑪

平均給与といっても、国公立の大学病院、私立大学病院、民間病院など経営の母体によって大きな差が出ますし、非常勤での勤務先を持っている先生は、副収入（給与所得）として上乗せ分もあります。

医師は高収入の税率も高く、子供の学費が高い傾向にあるため、収入源を確保し節税などの対策をすることが大事です。

勤務医の専門科目別 平均年収※図⑫

地域や年代、性別、勤務医先により多少のずれはありますが、勤務医としての平均年収は産婦人科を筆頭に外科、内科、精神科、小児科、眼

科、耳鼻咽喉科という順で専門科目ごとに差が出る傾向にあります。

一方、開業医は、眼科、皮膚科耳鼻咽喉科、内科などの診療科が収益を上げやすく、設備コストや人件費がかさむ産婦人科や外科などは効率的に収益を上げづらい構造と言われております。

年収だけで考えると、勤務医よりも開業医の方が圧倒的に収入が高いです。

資産運用のタイミングは？

・なるべく早いうちから

資産運用を始めるのに最適なタイミングは、なるべく早くすることが重要です。

中長期で運用することを考え、毎月一定額を積み立て、毎年節税をすることで、安定したリターンを得ることが資産運用の基本になります。

資産運用の基本的な考え方としては、退職が近づくにつれ高リスクの投資から低リスクの投資へ徐々に資産を移し、守りの運用に変えていくことが一般的です。

図12

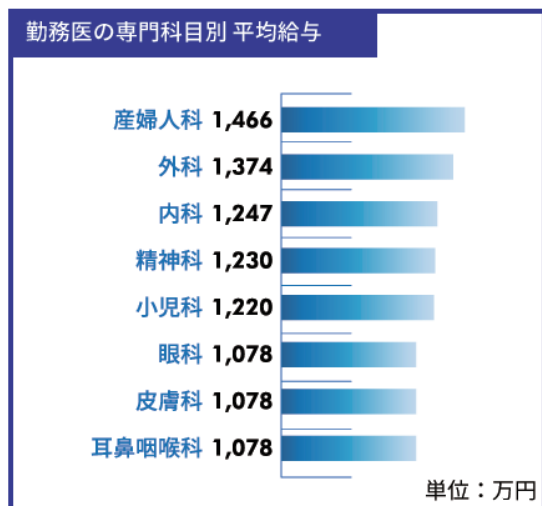
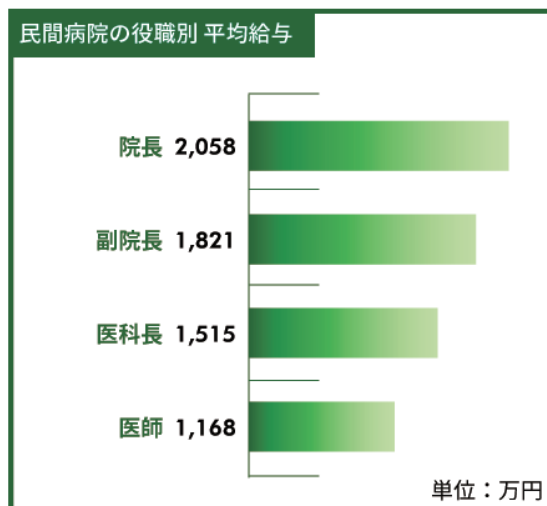


図11



日本における医師不足の深刻化

日本の医師数の現状

図13 人口1000人当たりの医師数(各国比較) ※

一般的に提示される、人口1000人当たりの医師数になります。

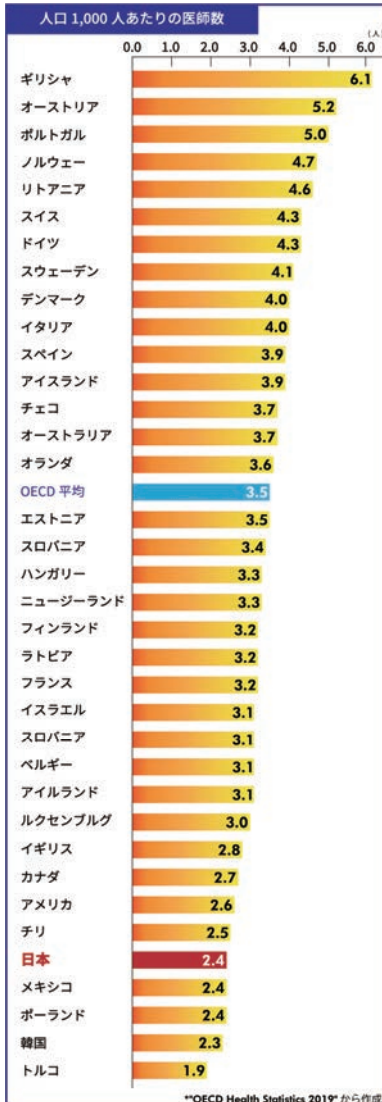
各国の定義は様々ですが、ほとんどの国では、practising physicians(実働医)を含み、日本では医療施設(医療機関の臨床系以外を含む)および介護老人保健施設従事医師数が対象であり、日本の人口1000人当たりの医師数は2.4人です。

最も多いのは、ギリシャの6.1人、続いてオーストラリアの5.2人、ポルトガルの5.0人になります。

図14 人口1000人当たりの医師数の推移(各国比較) ※

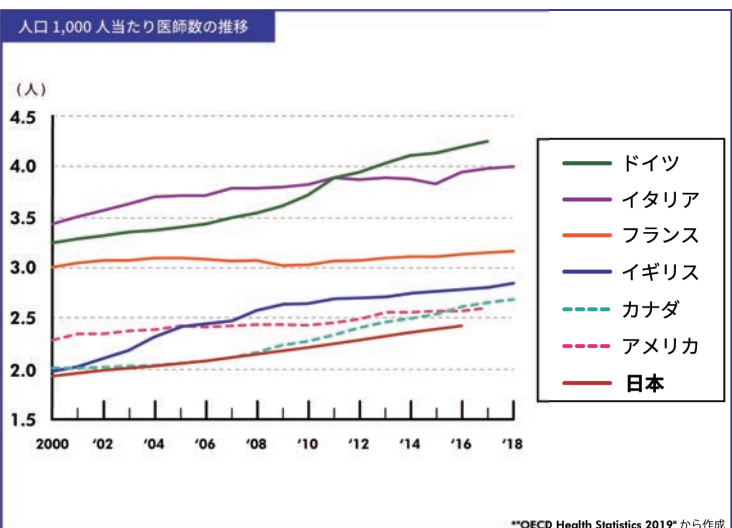
日本の人口1000人当たりの医師数は、カナダ、アメリカに近づいています。厚生労働省は2033年頃に医師需給が約36万人で均衡すると予測しています。

図13



ここから計算すると、日本の人口1000人当たりの医師数は2033年に3.1人になります。現在のOECD平均を下回りますが、「高齢化によって医療需要が変化するため(急性期から回復期・慢性期へ、そして医師から多職種へ)、現状と将来および高齢化率の異なる各国の医師数を単純には比較できません。ウィズコロナと言われた2020年〜2021年を経験して、医師不足という深刻さを改めて知った日本ですが、超高齢化社会となり、さらに医師の必要性を深刻化させております。

図14



医療従事者の年収が高い米国

米国内で平均給与の高い職業トップ10

米ニュースメディアのビジネス・インサイダー（BUSINESS INSIDER）は、米国労働省労働統計局※のデータを基に、米国内で最も平均給与の高い職業のトップ25を発表しました。（※米国労働省労働統計局とはアメリカの失業者数や雇用者数などの労働市場に関するデータの調査・分析を行っている政府機関。日本の厚生労働省に当たる。）

ランキングは、昨年5月時点での企業に務める100万人以上の雇用者から得られたデータをもとに作成され、その結果、上位10職種のうち9つが医療分野であることがわかりました。※

図15

米国内の職業で最も高いのは麻酔科医になり、その年俸はアメリカ人の平均給与の約5倍となります。医療系メディアの「Medscape」によれば、麻酔科医の約8割が、週40時間以上を患者

米国で平均給与の高い職業

図15

職業別給与ランキング1位～10位（年収）

順位	職業	年俸
1	麻酔科	\$269,600(2,996万円)
2	外科医	\$252,910(2,810万円)
3	産科医・婦人科医	\$234,310(2,604万円)
4	口腔外科医	\$232,870(2,588万円)
5	歯科矯正医	\$228,780(2,542万円)
6	その他の医師・外科医	\$205,560(2,284万円)
7	内科医	\$201,840(2,243万円)
8	開業医	\$200,810(2,231万円)
9	精神科医	\$200,220(2,225万円)
10	CEO(最高経営責任者)	\$194,350(2,159万円)

とともに過「す」とされています。そして、3位に入った産婦人科医は、全米で約198,000人で年俸234,310ドル（約2604万円）。一方、日本の産婦人科医の年収は「2000万円以上」の割合が40代67%、60代60%となつて

このようにアメリカでは、世界的な大企業が最も多い国であるにも関わらず、職業別の給与では医療従事者が上位を占めております。会社経営者よりも医師の年収の方が高いアメリカは日本の医療従事者の年収事情とは大きく異なります。

いますが、20代「600万円未満」が100%と年齢別で大きく開きがあります。また30代では各年収帯に分散し、経験が豊富な医師ほど相応の年収を得ている状況です。

医師からの相談実績年間 **643** 名 ※2020 年

勤務医ドットコム

勤務医は年間200万円損している!?

MBA (経営学修士)・FP1級 を取得の

税理士が語る

勤務医のための節税セミナー

トランス税理士法人 × 勤務医ドットコム

医師のみなさま、重税感ありませんか?

還付金が**115万円超!**?
住民税は、**30万円減税!**?

節税対策に取り組んだ医師が
多額の還付金と大幅な減税ができた理由とは——

医師に
選ばれて
No.1

医師だからできる
節税対策オンラインセミナー

医師に特化した勤務医ドットコムだからできる 節税対策・資産形成セミナー

年収3000万円以上の医師で
住宅控除を受けられない方必見!!

年収を下げずに
住宅控除を受ける申告方法とは?

勤務医におすすめ マネーセミナー

**資産形成
マネー編**



少人数セミナー開催風景

セミナー講師
株式会社 WINX コンサルタント
大内 悠介
Yusuke Ouchi



少人数セミナーから大規模セミナーまで、過去に200回以上のセミナー登壇の実績あり。手取り年収UP・税金・老後対策、医師の悩みを解消し状況に応じた適切な資産形成プランを提供いたします。

現在は視聴型・対話型オンラインセミナーを中心に開催しております。



医師のための確定申告入門書
節税対策—基本編—

1
2022

2022年12月発行 第1巻
発行人：WINX

株式会社 WINX 0120-989-369
〒160-0002 東京都新宿区新宿1-8-4 近鉄新宿御苑ビル8階

WINX

医師にできる節税・資産形成のことなら

勤務医ドットコム



開業医の節税・相続・資産形成のことなら

開業医ドットコム



美容外科医にできる節税・資産形成のことなら

美容外科医ドットコム



未来を変化させる金融メディア

THE ROOTS



勤務医ドットコム

WINX
Change the future for yourself